

船舶事故調査報告書

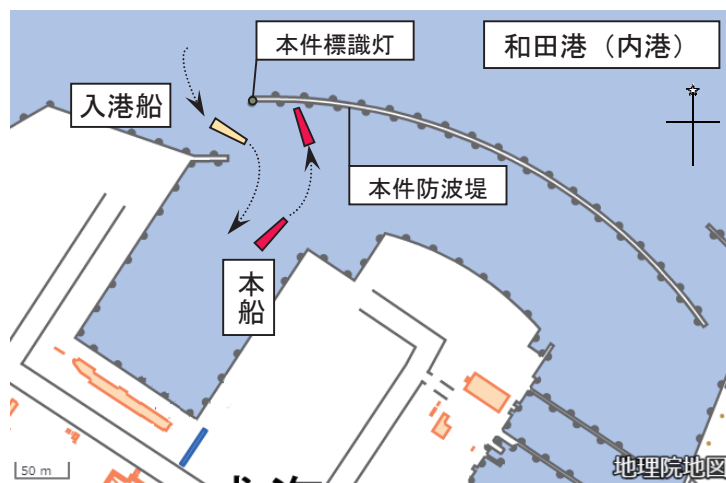
令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年7月8日 23時30分ごろ
発生場所	福井県和田港（内港） 和田港マリーナ第1防波堤灯台から真方位112° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 29.0′ 東経135° 37.9′）
事故の概要	遊漁船 ^{しやうぎ} 庄栄丸は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 庄栄丸、9.7トン FK2-2257（漁船登録番号）、個人所有 第290-51823号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に凹損 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客を迎えに行く目的で、GPSプロッター及びレーダーを作動させて和田港（内港）の岸壁を離れ、幅約50mの西側港口（以下「本件港口」という。）を通過しようと同港内を手動操舵で北東進していた。</p> <p>船長は、本件港口の北西方から入港してくる遊漁船（以下「入港船」という。）を認め、入港船を優先させることとして機関を中立とし、入港船が本船を視認しやすいように船首方を照らしていたサーチライトを消灯し、航海灯のみを点灯した状態で、本件港口を形成する沖側の防波堤（以下「本件防波堤」という。）に向かって惰力で北東進を続け、入港船と左舷対左舷で航過した。</p> <p>船長は、入港船と航過後に微速前進とし、操舵室の右側の窓から顔を出して本件防波堤東端の標識灯（緑灯）（以下「本件標識灯」という。）を探しながら左転していたところ、右舷船首方至近に本件防波堤を認め、機関を後進に入れたが間に合わず、本船の船首部が本件防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、本船の船首部に凹損を確認したが、浸水などの恐れはなかったので海上保安庁へ通報せず、釣り客を迎えに行った。</p> <p>船長は、本事故後、入港船と航過する際に自身が思っていたよりも本件防波堤に近づいていたので、本件標識灯を探していたとき、サー</p>

	<p>チライトを点灯して周囲を確認すればよかったと思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、出航中、船長が、入港船と左舷を対して航過しようと惰力で北東進した際、本件防波堤に接近していることに気付かずに航行を続けたことから、入港船と航過後に微速前進として左転中に右舷船首方至近に本件防波堤を認めて機関を後進に入れたが間に合わず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、入港船が本船を視認しやすいように船首方を照らしていたサーチライトを消灯したことから、本件防波堤に接近していることに気付かずに航行を続けたものと考えられる。また、操舵室の右側の窓から顔を出して本件標識灯を探していたことから、GPSプロッターを見ることができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、出航中、船長が、入港船と左舷を対して航過しようと惰力で北東進した際、本件防波堤に接近していることに気付かずに航行を続けたため、入港船と航過後に微速前進として左転中に右舷船首方至近に本件防波堤を認めて機関を後進に入れたが間に合わず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、他船を避ける場合、周囲の障害物等の有無にも注意し、必要に応じて他船が通過するまで行きあしを減ずること。 ・ 船長は、夜間、港内等障害物のある海域を航行する場合、GPSプロッター等を活用して船位を確認すること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、海上保安庁へ通報すること。

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院 Web サイト地図を加工して制作